

# 騒音規制法・振動規制法の見直しの概要について

---

## 騒音規制法・振動規制法の見直しの概要

---

### ○経緯

長野県知事から内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、圧縮機（塗料の吹き付けや空気圧を利用した工具等に用いられるコンプレッサー）の性能が向上している一方、「騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）（以下「法」という。）」の規制基準は長い間改正されていないとして、技術革新を踏まえた規制基準の見直しを行うよう要望がなされました。

## 騒音規制法の見直しの概要

騒音規制法における特定施設を追加する際の基本的な考え方について、「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（第二次答申）」（中央環境審議会 平成21年6月18日。以下「第二次答申」という。）では、以下の「**特定施設の追加等に関する基本的な考え方**」の選定要件や配慮事項を整理した上で、総合的に判断するとされている。

今般行う見直しは、特定施設を追加するためのものではないが、「特定施設の追加等に関する基本的な考え方」の内容も参考にしつつ、現行において特定施設となっている空気圧縮機のうち、発生する騒音が小さい等により総合的に見て生活環境保全上問題ないと考えられるものについて規制対象外とすることができないか検討を実施した。



### ○騒音規制法における空気圧縮機に係る規制見直しの方向性について（報告）令和4年2月15日

騒音規制法の規制の趣旨を鑑みると、現在規制対象としている機器を規制対象外とする際には、設置の仕方によらず騒音規制法の規制基準を遵守できることが望ましいと言える。このような状況を踏まえると、現在販売されている定格出力7.5kW以上の空気圧縮機の中には、スクロール式の機器をはじめ、騒音レベルが相当程度低いと考えられる機器が存在するものの、設置の仕方によらず、生活環境保全上問題がないと評価できるようなものは存在しないと考えられる。

## 振動規制法の見直しの概要

圧縮機のうち原動機の定格出力が7.5kW以上のものは、振動規制法の特定施設として規制対象となっているが、近年、同機器については低騒音化・低振動化の取組が進められており、定格出力が7.5kW以上のものであっても、発生する振動は小さく、規制対象とする必要がないものがある可能性が考えられる。

圧縮機については、「工場、建設作業、道路交通、新幹線鉄道の振動に係る基準の根拠等について」（中央公害対策審議会騒音振動部会振動専門委員会報告（昭和51年2月28日）添付資料）において、対象施設を選定した際の要件（以下「**工場振動に係る規制対象施設の考え方**」という。）を整理している。

今般行う見直しは、特定施設を新たに選定するためのものではないが、「工場振動に係る規制対象施設の考え方」も参考にしつつ、現行特定施設となっている圧縮機のうち発生する振動が小さいことなどにより総合的に見て生活環境保全上問題ないと考えられるものについて規制対象外とすることができないか検討してきたところ。

### ○振動規制法における圧縮機に係る規制見直しの方向性について（報告）令和4年2月15日

原動機の定格出力によらず、スクリー式スクリーン式の圧縮機が引き起こす振動レベルは相当程度小さく、生活環境保全上問題ないと評価できるレベルにあり、機器の圧縮方式を審査し、個別に低振動型機器として指定することで規制対象から除外することが妥当であると考えられる。一方で、スクロール式及びレシプロ式の圧縮機については、現状得られた情報からは十分に生活環境を保全できるレベルであるとは言いがたく、現時点で規制対象外とすることは難しいと考えられる。

## 騒音規制法施行令・振動規制法施行令の改正概要

	改正前	改正後	
騒音規制法施行令 別表第1第2の項	空気圧縮機 及び 送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	空気圧縮機（ <u>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。</u> ）及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	告示なし
振動規制法施行令 別表第1第2の項	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	圧縮機（ <u>一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。</u> ）	工場及び事業場における通常の稼働において当該機器から5メートル離れた地点における振動が60デシベルを超えないものとみなされるものとして、機器の圧縮方式がスクリュウ式のものとする。 (告示予定)

## 国の検討経緯

令和3年7月28日	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会（第1回）
令和3年9月3日	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会（第2回）
令和3年9月3日	騒音規制法における空気圧縮機に係る規制見直しの方向性について（中間報告） 振動規制法における空気圧縮機に係る規制見直しの方向性について（中間報告）
令和3年11月9日	「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案」パブリックコメント
令和3年12月21日	「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」閣議決定
令和3年12月24日	「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」公布
令和4年2月15日	騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会（第3回）
令和4年2月22日	騒音規制法における空気圧縮機に係る規制見直しの方向性について（報告） 振動規制法における空気圧縮機に係る規制見直しの方向性について（報告）
令和4年2月23日	「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（案）」パブリックコメント
令和4年中（予定）	「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示」公布
令和4年12月1日	「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令」施行